

公立大学法人神戸市看護大学倫理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2022年11月10日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第9号

公立大学法人神戸市看護大学倫理委員会規程（2019年4月規程第21号）の一部改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>公立大学法人神戸市看護大学 _____ 倫理委員会規程 (設置) 第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(平成31年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき, 研究活動に係る倫理性に関して必要な事項を調査審議するため, 公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の下に公立大学法人神戸市看護大学 _____倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事項) 第6条 委員会は, 次に掲げる事項を所掌する。 (1) 略 (2) 研究活動における _____倫理審査に関する事項 (3) 略</p>	<p><u>研究</u></p> <p><u>研究</u></p> <p><u>倫理指針等</u></p>

附 則

この規程は, 公布の日から施行する。